

第12条、第13条、第14条全文削除

(委託業務)

第1条 甲は、前記に掲げる業務（以下「委託業務」という。）の処理を乙に委託し、乙はこれを受諾する。

(処理の方法)

第2条 乙は、別冊の設計書、図書及び仕様書（以下「設計図書」という。）により委託業務を処理しなければならない。

2 乙は、設計図書に明表されていないもの又は設計図書に交互符号しないものがある場合は、甲の指示を受けるものとする。

3 乙は、この契約締結後、速やかに設計図書に基づき業務日程表を作成して甲と協議しなければならない。

(契約保証金)

第3条 契約保証金は免除とする。

(権利義務の譲渡等)

第4条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただしあらかじめ甲の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

(再委託等の禁止)

第5条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し又は請け負わせてはならない。

(業務担当員)

第6条 甲は、乙の委託業務の処理について必要な連絡指導にあたる業務担当員を定め、乙に通知するものとする。業務担当員を変更した場合も同様とする。

(業務処理責任者)

第7条 乙は、委託業務の処理について業務処理責任者（又は主任技術者）を定め甲に通知するものとする。業務処理責任者（又は主任技術者）を変更した場合も、同様とする。

(業務処理責任者（又は主任技術者）の変更請求権)

第8条 甲は、業務処理責任者（又は主任技術者）が、委託業務の処理上著しく不相当と認められるときは、その理由を附した書面により、乙に対し、その変更を請求することができる。

(業務内容の変更等)

第9条 甲は、必要がある場合、委託業務の内容の一部を変更し、又はその全部若しくは一部を一時中止することができる。この場合において委託料の額又は委託期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、乙が増加費用を必要とし、又は損害を受けたときは甲はその増加費用を負担し、又はその損害を賠償しなければならない。この場合における甲の負担額又は賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

(完了検査等)

第10条 乙は、委託業務を完了したときは、速やかに当該委託業務の処理成果を記載した実績報告書及びその成果品を甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の規定により提出された成果品について、その提出の日から起算して10日以内に検査を行い、検査に合格したときは、その旨を乙に通知するものとする。

3 乙は、成果品が前項の検査に合格しないときは、甲の定める期間内に補正しなければならない。この場合においては、補正の完了を委託業務の完了とみなし、前項の規定を適用する。

4 甲が第2項の通知を発した日をもって成果品の引き渡しを完了したものとする。

(委託料の請求及び支払)

第11条 乙は、成果品を甲に引き渡したときは、甲に対して委託料の支払の請求をするものとする。

2 甲は、前項の適法な請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に委託料を支払うものとする。

3 委託料の支払場所は、上富良野町役場出納員勤務の場所とする。

(前払金)

第12条 乙は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と委託期間を保証期間とし、同条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結して、甲に対して委託料の額の10分の3に相当する額の範囲内で委託料の前払金を請求することができる。

2 乙は、前項の保証契約を締結したときは、直ちにその保証証書を甲に提出しなければならない。

3 甲は、第1項の請求を受けたときは、その日から起算して14日以内に前払金を支払うものとする。

4 委託業務内容の変更その他の理由により著しく委託料を増額した場合において、乙はその増額後の委託料の額の10分の3に相当する額から前払金額を控除して得た額に相当する額の範囲内で前払金を請求することができる。この場合においては前項の規定を準用する。

5 委託業務内容の変更その他の理由により委託料を減額した場合において、前払金額が減額後の委託料の額の10分の4に相当する額を超えるときは、乙は、その減額の日から30日以内に、その超過額を返還しなければならない。ただし、超過額が相当の額に達し、これを返還することが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、甲乙協議して返還額を定めるものとする。

6 甲は、乙が前項の期間内に超過額を返還しなかったときは、当該期間の満了の日の翌日から返還の日までの日数に応じその未返還額につき、年2.9パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を乙に請求することができる。

(保証契約の変更)

第13条 乙は、前条第4項の規定により、前払金額に追加して更に前払金を請求する場合にはあらかじめ保証契約を変更し変更後の保証書を甲に提出しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、前条第5項の規定により委託料を減額した場合又は委託業務の内容の変更により前払金額に変更が生じた場合は、乙は変更後の保証証書を甲に提出しなければならない。

(前払金の使用)

第14条 乙は、第12条の規定により支払を受けた前払金を委託業務の処理に必要な経費以外の支払に充当してはならない。

(かし担保)

第15条 甲は、第10条第4項の規定により乙から成果品を引き受けた日から当該成果品に係る用地処理が完了するまでの間、乙に対して当該成果品のかしの補修を要求することができる。

(履行遅滞等)

第16条 乙は、委託期間内に委託業務を完了することができない場合において、期限後相当の期間内に完了する見込みのあるときは、甲に対し、その理由を附した書面により委託期間の延長を求めることができる。この場合において、その延長日数は、甲乙協議の上書面をもって定めるものとする。

2 前項の場合において、その理由が乙の責めに帰するものであるときは、延長前の委託期間の満了の日の翌日から委託業務の完了の日までの日数に応じ、委託料の額につき年2.9パーセントの割合で計算して得た額の違約金を甲に支払わなければならない。

3 甲は、その責めに帰すべき理由により、第11条第2項の委託料の支払が遅れたときは、当該未払金額につきその遅延日数に応じ、年2.9パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を乙に支払うものとする。

(検査の遅延)

第17条 甲がその責めに帰すべき理由により、第10条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限の翌日から検査をした日までの日数は、第11条第2項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差引くものとし、また、その遅延期間が約定期間の日数を超える場合は約定期間は満了したものとみなし、その超過日数に応じ、前条第3項の規定を適用するものとする。

(甲の解除権)

第18条 甲は、乙が次の各号の一に該当したときは、この契約を解除することができる。

(1) その責めに帰すべき理由により委託期間内に又は委託期間後相当の期間内に、この契約を履行する見込みがないと明らかに認められるもの。

(2) その責めに帰すべき理由により、この契約に違反したとき。

(3) 第20条第1項各号に規定する理由によらないで契約解除の申出をしたとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合において第12条の規定に基づく前払金があるときは、乙は、その前払金に利息を附して甲の指定する期限までに返還しなければならない。この場合において、利息の額は当該前払金についても、その支払の日から返還の日までの日数に応じ、年2.9パーセントの割合で計算して得た額とする。

3 第1項の規定により契約が解除されたときは、乙は、委託料の額の100分の10に相当する額の賠償金を甲に支払わなければならない。

第19条 甲は、委託業務が完了するまでの間は、前条第1項に規定する場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、乙に損害があるときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合において、甲が賠償すべき損害額は、甲乙協議して定めるものとする。

3 第12条の規定に基づく前払金があるときは、前項の規定に基づき賠償すべき額と前払金額とを差引清算するものとし、前払金に残額があるときは、乙はその残額を甲の指定する期限までに返還しなければならない。

(乙の解除権)

第20条 乙は、次の各号の一に該当する理由があるときは、この契約を解除することができる。

(1) 第9条第1項の規定により委託業務の内容を変更したため、委託料の額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第9条第1項の規定による委託業務の一時中止の期間が、委託期間の2分の1に相当する日数（委託期間の2分の1に相当する日数が30日を越えるときは30日）を超えたとき。ただし、中止が委託業務の一部であるときは、その一部を除いた他の部分に係る業務が完了した後、30日を経過してもなおその中止が解除されないとき。

(3) 甲が契約に違反し、その違反により委託業務の処理が不可能となったとき。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定により契約が解除された場合について準用する。

(損害賠償)

第21条 乙は、その責めに帰する理由により委託業務の処理に関し、甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 前項の規定により賠償すべき損害額は、甲乙協議して定めるものとする。

3 委託業務の処理に関し、第三者に損害を与えたときは、乙の負担においてその賠償をするものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、甲の負担とする。

(秘密の保持)

第22条 乙及びその使用する者は、委託業務の処理に関し、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(管轄裁判所)

第23条 この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の裁判所とする。

(契約に定めのない事項)

第24条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲乙協議して定めるものとする。

競争入札心得

(総則)

第1条 上富良野町の発注に係る工事請負の入札に当たっては、別に定めるもののほかこの心得を承知してください。

(入札保証金等)

第2条 入札参加者(入札保証金の納付を免除されている者を除く。)は、入札執行前に、見積もった入札金額(消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)相当額を含んだ額)の100分の8に相当する額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。ただし、町を被保険者とする入札保証保険証券を提出したときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除します。

2 前項の入札保証保険は、定額(定率)てん補の特約のあるものとし、かつ、保険期間が入札当日から起算して9日以上のものでなければなりません。

3 入札保証金に代える担保として定期預金債権を提出するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定日付けのある承諾書を提出してください。

(入札)

第3条 入札参加者は、入札書を作成し、封書の上、自己の氏名を表記して提出(入札箱に投入)しなければなりません。

2 郵便による入札を認める場合において、前項の入札書を郵送により入札しようとする者は、その封筒に「何々工事入札書」と朱書きし、配達証明郵便で提出しなければなりません。

(公正な入札の確保)

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはなりません。

2 入札参加者は入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければなりません。

3 入札参加者は、落札者の決定前に他の入札者に対して、入札価格を意図的に開示してはなりません。

(代理)

第5条 入札参加者は、代理人をして入札に参加させようとするときは、当該入札の執行前に、その旨を証する書面(委任状)を入札執行者に提出しなければなりません。この場合において、入札書には、入札参加者(委任者)と代理人の氏名(法人の場合は、その法人の名称及び代表者氏名)を併記し、代理人が押印して入札するものとします。

2 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできません。

3 入札参加者は、競争入札の参加を排除されている者又は競争入札の参加資格を停止されている者を入札代理人とすることはできません。

(入札書の書替え等の禁止)

第6条 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書を書き替え、引き替え、又は撤回することはできません。

(無効入札)

第7条 次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札
- (2) 入札書の記載金額を加除訂正した入札
- (3) 入札書に記名押印がない入札
- (4) 所定の入札保証金の納付又はそれに代える担保の提供をしない者のした入札
- (5) 一の入札者又はその代理人が同一事項について二以上の入札をしたときの入札
- (6) 代理人が2人以上の者の代理をした入札
- (7) 入札者が同一事項について他の入札者の代理をしたときの双方の入札
- (8) 郵便による入札で所定の日時までに到着しなかったもの
- (9) 無権代理人がした入札
- (10) 入札に関し不正の行為があった者のした入札
- (11) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (12) その他入札に関する条件に違反した入札

(開札)

第8条 開札は、公告又は通知した場所において、入札の終了後直ちに入札参加者又はその代理人の面前で行います。ただし、入札参加者又はその代理人が開札の場所に出席できないときは、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち合わせます。

(再度入札等)

第9条 開札の結果、落札に至らなかった場合は、直ちに出席者(初度の入札参加者)で再度入札を行います。また、再度入札によっても落札に至らなかった場合には、随意契約によることがあります。

(落札者の決定)

第10条 有効な入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。ただし、最低制限価格を設定した場合は、その最低制限価格以上予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とします。

2 低入札価格調査基準が設定されている場合に、基準価格を下回る入札が行われた場合は、入札参加者に対し「保留」が宣告され、落札者は後日決定します。

3 落札者となるべき価格で入札した者が2人以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者がいるときは、当該入札事務に関係のない職員をもってくじを引かせます。

(最低価格の入札者を落札者とししない場合)

第11条 開札の結果、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とししない場合があります。

- (1) 低入札価格調査基準が設定されている場合で、その基準価格を下回った入札金額や、当該申込みに係る入札金額によっては、その者が当該契約の内容及び適合した履行がなされないおそれのあるとき。
 - (2) その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適正と認められるとき。
- 2 前項の規定に該当する入札を行った者は、支出負担行為担当者の行う調査に協力しなければなりません。
- 3 第1項の規定に基づき、最低の価格で入札した者を落札者とししない場合は、予定価格の範囲内で申込みをした他の者のうち、最低の価格で申込みをした者を落札者とします。

(入札保証金等の返還)

第12条 落札者が決定した場合、入札保証金又はこれに代える担保は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては入札執行後に返還します。

2 再度入札の結果落札者がなく当該競争入札が打ち切られた場合は、入札保証金又はこれに代える担保はすべて返還します。

(契約の締結)

第13条 落札者が当該契約を締結しようとするときは、支出負担行為担当者の作成した契約書案に記名押印の上、落札決定の通知を受けた日から7日以内に支出負担行為担当者に提出しなければなりません。

(入札保証金等の帰属)

第14条 落札者が当該入札に係る契約を締結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金又はその納付に代えて提供した担保は、町に帰属します。

2 落札者であって入札保証金の納付を免除されたものが契約を締結しないときは、当該落札者の見積もった契約金額(消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。))相当額を含んだ額)の、100分の8に相当する額の違約金を町に納付しなければなりません。

(契約保証金等)

第15条 契約を締結しようとする者(契約保証金の納付を免除されている者を除く。)は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。ただし、町を被保険者とする履行保証保険証券を提出したとき又は保険会社に町を債権者とする公共工事履行保証証券を提出させたときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除します。

2 前項の履行保証保険は、定額(定率)てん補の特約のあるものとし、かつ、保険期間が工事の始期から引渡し完了予定日までの期間以上のものでなければなりません。

3 第1項の公共工事履行保証証券は、保証期間が工事の始期から引渡し完了予定日までの期間以上のものでなければなりません。

4 契約保証金に代える担保として定期預金債権を提供するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定日付けのある承諾書を提供してください。

5 契約保証金に代える担保として銀行、町長の指定する金融機関又は保証事業会社の保証を提供するときは、保証期間を工事の始期から引渡し完了予定日までの期間以上とした当該保証を証する書面を提出してください。

(入札保証金等の充当)

第16条 落札者は、当該入札に係る入札保証金又はそれに代える担保の一部又は全部を契約保証金の一部に充てることができます。

(談合情報に対する対応)

第17条 入札に関して談合情報があった場合は、入札の執行の延期、事情聴取、誓約書の徴取及び工区内訳書の徴取並びに公正取引委員会への通報を行うことがあります。

2 入札談合の疑いがあると認められるときは、入札の執行を取りやめることがあります。

3 契約締結後に入札談合の事実があったと認められる証拠を得たときは、契約を解除することができます。

(入札の取りやめ等)

第18条 前条第1項および第2項に定めるもののほか、支出負担行為担当者が入札を公正に執行することができないなど特別の事情があると認めるときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがあります。

(入札の辞退)

第19条 入札参加者として指名された者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。

2 入札参加者として指名された者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出てください。

(1) 入札執行前であっても、その旨を文書又は口頭により支出負担行為担当 者に連絡すること。

(2) 入札執行中であっても、その旨を口頭により入札を執行する者に連絡すること。

3 前項により入札を辞退した者に対し、これを理由に以後の指名等において不利益な取扱いを行うことはありません。

注：委託業務については、第1条「工事請負」とあるのを「委託業務」と読みかえてください。また、第15条は適用しません。